

社債等振替制度に係る手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>社債等振替制度に係る手数料及びその料率</p> <p>(別紙(新)参照)</p> <p>附 則</p> <p>この改正規定は、平成 18 年 1 月 4 日から施行し、 .及び .の改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日か ら、 .の改正規定(新規記録手数料に係るものに 限る。)は、平成 18 年 4 月 3 日から適用する。</p>	<p>社債等振替制度に係る手数料及びその料率</p> <p>(別紙(旧)参照)</p>

社債等振替制度に係る手数料及びその料率

別紙(新)

社債等に関する業務規程第 59 条の規定に基づく手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関並びに資金決済会社等は、下記の各手数料及びその料率に基づいて算出した金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税の相当額を加算して、機構に納入するものとする。

短期社債等

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を 2 口座以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、20 万円に当該 2 口座以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を加算した金額とする。 20 万円
				(2) 区分口座を開設する場合（(1)に該当する場合を除く。） 1 口座につき 5 万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座 1 口座につき 5 万円で計算した金額から 5 万円を控除した金額とする。
システム接続準備手数料	発行者	システム接続開始に係る処理	発行者の同意時	5 万円
	発行代理人又は支払代理人としての指定を受けた者 ただし、発行代理人又は支払代理人として既に指定を受けている者を除く。	システム接続開始に係る処理	発行代理人又は支払代理人に指定時	5 万円
端末接続料	統合 Web 端末の全利用者（資金決済会社を除く。）	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月 1 回)	業務利用者ユーザ ID 数が 5 以下の部分 5 ユーザ ID まで 月額 1 万円 業務利用者ユーザ ID 数が 5 超の部分 1 ユーザ ID につき 月額 1 千円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	間接口座管理機関の承認時	5 万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理及び残高管理	新規記録時	引受ごとに引受金額 1 円につき 万分の 0.19 円 (年率換算) ただし、一の引受に係る新規記録手数料が 10 万円を超える場合の当該引受に係る新規記録手数料は、10 万円とする。
振替手数料	新規記録に係る発行者及び買方機構加入者	振替口座簿の記録内容の増額処理	新規記録に伴う振替口座簿の記録内容の増額時	D V P 決済の場合 1 件につき 100 円
				非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円
振替手数料	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	振替に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	D V P 決済の場合 1 件につき 100 円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1 件につき 50 円とする。
				非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1 件につき 25 円とする。

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率	
	抹消に係る発行者及び抹消申請機構加入者	振替口座簿の記録内容の減額処理	抹消に伴う振替口座簿の記録内容の減額時	D V P 決済の場合	1 件につき 100 円
				非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時		1 件につき 50 円
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	(月 1 回)	月中の各営業日終了時の口座残高の平均値 1 円につき	万分の 0.065 円 (年率換算)

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率	
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	1 通につき	500 円
振替口座簿記録情報提供手数料	振替口座簿記録情報の提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	1 通につき	500 円
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照会を行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	照会時	1 件につき	100 円
ダウンロード手数料	統合 W e b 端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	ダウンロード時	1 件につき	100 円
F A X 通知サービス手数料	F A X 通知サービスを利用する発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	F A X 通知サービスの提供	(月 1 回)		月額 1 千円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率	
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者及び発行代理人	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
				D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機	決済未了時の処理	決済未了処理時	1 件につき	200 円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率	
	構加入者				
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者及び支払代理人	決済未了時の処理	決済未了処理時	D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
				非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円

- (注) 1. 発行者が発行代理人又は支払代理人を選任している場合、機構は新規記録手数料及び振替手数料を発行者の発行代理人又は支払代理人を通じて請求し、当該発行代理人又は支払代理人より納入を受けるものとする。
2. 振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを1通とする。
3. 振替口座簿記録情報提供手数料については、同一日に提供請求を行ったものを1通とする。

一般債

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、20万円に当該2組以上の部分の各々につき(2)の料率に準じて得られた金額を加算した金額とするものとし、この場合には、信託口(1) 信託口(2) 信託口(3) 信託口(4) 又は信託口(5) (以下「保有口における各信託口」という。)は同一の口座名称として取り扱う。 20万円
				(2) 区分口座を開設する場合((1)に該当する場合を除く。) 1組につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1組につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口は同一の口座名称として取り扱う。
システム接続準備手数料	発行代理人及び支払代理人としての指定を受けた者	システム接続開始に係る処理	発行代理人及び支払代理人に指定時	5万円
端末接続料	統合Web端末の全利用者(資金決済会社を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	業務利用者ユーザID数が5以下の部分 5ユーザIDまで 月額1万円
				業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	間接口座管理機関の承認時	5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理、残高管理及び支払代理人への元利払情報の通知	新規記録時	新規記録に係る銘柄ごとに
				(1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき 万分の0.95円
				(2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の80%
				(3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の60%
				(4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の40%
				(5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の20%
				(6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の10%
				(7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の5%
(8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の2.5%				
振替手数料	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	振替に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	DVP決済の場合 1件につき 100円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
				非DVP決済の場合 1件につき 50円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時	1件につき 50円
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	(月1回)	(1) 口座残高が5000億円以下の部分 1円につき 万分の0.065円

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率 (年率換算)
				(2) 口座残高が 5000 億円超 1 兆円以下の部分 (1)の料率の 60% (3) 口座残高が 1 兆円超 5 兆円以下の部分 (1)の料率の 40% (4) 口座残高が 5 兆円超 10 兆円以下の部分 (1)の料率の 20% (5) 口座残高が 10 兆円超 20 兆円以下の部分 (1)の料率の 10% (6) 口座残高が 20 兆円超 30 兆円以下の部分 (1)の料率の 5% (7) 口座残高が 30 兆円超の部分 (1)の料率の 2.5%
<p>ただし、一の機構加入者に係る口座残高管理手数料が月額 10 万円に満たない場合の当該機構加入者に係る口座残高管理手数料は、月額 10 万円とする。</p>				

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報提供手数料	振替口座簿記録情報の提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	1 通につき 500 円 ただし、1 通の頁数が 10 頁を超える場合の振替口座簿記録情報提供手数料については、500 円に当該 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	交付時	1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	提供時	1 ファイルにつき 500 円
社債権者集会用証明書交付手数料	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構加入者	社債権者集会用証明書の作成・交付	交付時	1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の社債権者集会用証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	照会時	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	ダウンロード時	1 件につき 100 円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
決済未了処理手	発行口に記録した銘柄の新	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合 1 件につき 50 円

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率	
数料	規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者の発行代理人				
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
				非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時		1 件につき 200 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者の支払代理人	決済未了時の処理	決済未了処理時	D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
				非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円	

- (注) 1.口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいう。また、組数は、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設する場合又はその一方の口座を開設する場合（他方の口座が開設済みの場合を除く。）に組の開設があったものとして計算する。
- 2.各社債の金額の通貨が円以外である場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、原則として、払込日の属する月の前月の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
- 3.特例一般債については新規記録手数料を納入することを要しない。
- 4.新規記録手数料の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。
- 5.口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高とは、月中の各営業日終了時の振替口座簿における金額（定時償還銘柄である場合は実質金額）の総額の平均値とする。この場合において、機構非関与銘柄については、振替口座簿における金額（定時償還銘柄である場合は実質金額）に 80% を乗じて得た金額に基づいて計算するものとし、実質記番号管理銘柄については、計算対象に含めないものとする。
- 6.各社債の金額の通貨が円以外である場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、原則として、各前月末の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
- 7.振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを 1 通とする。
- 8.振替口座簿記録情報提供手数料については、同一日に提供請求を行ったものを 1 通とする。
- 9.社債権者集会用証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを 1 通とする。

短期社債等・一般債共通

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率
システム接続準備手数料	資金決済会社としての登録を受けた者(社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う場合に限る。)ただし、既に発行者、発行代理人、支払代理人又は機構加入者として社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っている場合を除く。	システム接続開始に係る処理	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続時	5万円
端末接続料	統合Web端末を利用する資金決済会社	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	業務利用者ユーザID数が5以下の部分 5ユーザIDまで 月額1万円 業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
資金決済情報配信手数料	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う資金決済会社	資金決済情報の配信処理	(月1回)	月額1万円

社債等振替制度に係る手数料及びその料率

社債等に関する業務規程第 59 条の規定に基づく手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、発行者、発行代理人及び支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関並びに資金決済会社等は、下記の各手数料及びその料率に基づいて算出した金額（1 円に満たない端数が生じた場合は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税の相当額を加算して、機構に納入するものとする。

・ 短期社債等
1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	定額	20 万円 / 社 (追加 1 区分口座ごと 5 万円)	・ 口座開設時には社振法に定められている保有口、信託口、顧客口、質権口、質権信託口の 5 区分まで開設可能となる。 ・ 同じ区分口座を複数開設する場合は区分口座数が 5 以内でも、追加手数料が必要となる。
システム接続準備手数料	発行者 発行代理人・支払代理人	システム接続開始に係る処理	発行者の同意時 代理人に指定時	定額	5 万円 / 社	・ 機構加入者又は発行者が代理人になる場合には、別途同手数料が必要となる。 ・ 代理人が複数の発行者の代理業務を行っても手数料 5 万円/社は変わらない。
端末接続料	機構加入者・発行者 (統合 Web 端末を利用し、短期社債振替制度以外の機構の制度に参加している者に限る。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月 1 回)	短期社債振替システム業務管理者の 1ID ごと定額	1 業務管理者 ID につき 5 千円 / 月	
	機構加入者・発行者 (上記に該当する者を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月 1 回)	1 接続回線ごと定額	1 接続回線につき 1 万円 / 月	・ 端末を複数台設置していても接続回線が 1 つであれば 1 万円 / 月となる。
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関	間接口座管理機関に対する管理	(年 1 回)	定額	1 万円 / 年	・ 間接口座管理機関に口座を開いている口座管理機関についても同様の課金を行う。

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
新規記録手数料	発行者	発行から償還までの発行残高管理	新規記録時	残高・発行期間に対して定率	引受額 × 0.19bps (年率) 但し、当面はキャップ制併用 (引受 1 件当たり 4,000 円)	・ 市場規模の推移等を勘案のうえ、手数料体系を見直す。 ・ 引受が複数の機構加入者又は区分口座に分かれる場合、それぞれの引受額に対して手数料を算出し、4 千円を超えた場合はそれぞれにキャップを適用する。
ISIN コード設定料	発行者	ISIN コードの設定	設定時	定額	25 円 / 銘柄	・ 設定後に発行の取消や訂正があった場合でも課金する。
銘柄情報公示手数料	発行者	銘柄内容の公示	新規記録時	新規記録ごとに定額	30 円 / 銘柄	・ 社振法第 87 条

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
振替手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	振替口座簿の記録内容の異動処理(一括償還処理を含む)	発行・振替・抹消に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	記録内容の異動ごとに定額	D V P 渡方 100 円 / 件 受方 100 円 / 件 F O P 渡方 50 円 / 件 受方 50 円 / 件	・同一口座管理機関内の口座間の振替であっても同額とする。
買入消却手数料	抹消(買入消却)申請者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時	減額記録ごとに定額	50 円 / 件	・最終的に残高を保有していた者に課金する。
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	日々の振替口座簿の残高確認時	日々の振替口座簿残高に対して定率	口座残高 × 0.065 b p s (年率)	・口座残高は月中の毎営業日の口座残高の平均値をいう。

3 .その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	1 通につき定額	1 通につき 10 枚まで 500 円(10 枚を超えるものについて、10 円 / 枚)	・社振法第 128 条 ・1 通とは交付申請 1 回当りを指す。
振替口座簿記録情報提供手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	1 通につき定額	1 通につき 10 頁まで 500 円(10 頁を超えるものについて、10 円 / 頁)	・社振法第 128 条 ・1 通とは提供申請 1 回当りを指す。
情報照会料	発行者・機構加入者	照会情報(口座処理明細画面、銘柄情報一覧画面)の作成・処理	照会時	照会ごとに定額	100 円 / 件	・口座残高画面、各種明細画面等の通常業務に関する照会は除く。 ・発行者はのみ照会可能。
ダウンロード手数料	発行者・機構加入者	データ(口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ)のダウンロード処理	ダウンロード時	ダウンロードごとに定額	100 円 / 件	・日々の残高確認処理などのダウンロードを除く。 ・についてはダウンロードデータをそのまま帳票印字することが可能。 ・発行者はのみダウンロード可能。
F A X 送信手数料	発行者・機構加入者	F A X 送信処理(情報作成)(申請の進捗が遅れている場合等に F A X を送信することによってその旨知らせるオプションのサービス)	(月 1 回)	定額	1,000 円 / 月 (別途通信料を実費請求)	

4 .エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
訂正・取消手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	発行口、振替口、償還口の記録内容の訂正・取消処理	訂正・取消時	訂正・取消ごとに定額	D V P 渡方 100 円 / 件 受方 100 円 / 件 F O P 発行口 渡方 100 円 / 件 償還口 渡方 100 円 / 件	

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	課金方法	手数料	備 考
D V P 決済エラー 処理手数料	発行・流通(受方機 構加入者)償還(発 行者)	D V P 決済を行う過程におい て、日銀からの資金振替済通知 と発行口等の内容が不一致と なった場合、かつ渡方の承認に より非D V P 決済を行った場 合の処理	渡方の承認によ る非D V P 決済 時(発行口、振 替口又は償還口 のロック解除)	エラー処理ご とに定額	受方 300 円 / 件	・システム障害のため同様の処理を行った 場合は除く。 ・渡方には課金しない。
決済未了処理手数 料	発行・流通(受方機 構加入者)償還(発 行者)	決済未了時の処理	決済未了処理時	エラー処理ご とに定額	D V P 受方 200 円 / 件 F O P 発行 渡方 50 円 / 件 受方 50 円 / 件 償還 渡方 50 円 / 件 受方 50 円 / 件	

(注) 発行代理人、支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。

一般債

1. 制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	(1) 新たに機構加入者となる場合 ただし、同一の口座名称の区分口座を2組以上開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、20万円に当該2組以上の部分の各々につき (2)の料率に準じて得られた金額を加算した金額とするものとし、この場合には、信託口(1)、信託口(2)、信託口(3)、信託口(4)又は信託口(5)(以下「保有口における各信託口」という。)は同一の口座名称として取り扱う。 20万円
				(2) 区分口座を開設する場合((1)に該当する場合を除く。) 1組につき 5万円 ただし、一の口座名称の区分口座を初めて開設する場合の口座開設金及びシステム接続準備手数料については、開設する区分口座1組につき5万円で計算した金額から5万円を控除した金額とするものとし、この場合には、保有口における各信託口は同一の口座名称として取り扱う。
システム接続準備手数料	発行代理人及び支払代理人としての指定を受けた者	システム接続開始に係る処理	発行代理人及び支払代理人に指定時	5万円
端末接続料	統合Web端末の全利用者(資金決済会社を除く。)	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	業務利用者ユーザID数が5以下の部分 5ユーザIDまで 月額1万円
				業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関の承認を得た者	間接口座管理機関の承認処理	間接口座管理機関の承認時	5万円

2. 振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
新規記録手数料	新規記録に係る発行者	発行から償還までの銘柄情報管理、残高管理及び支払代理人への元利払情報の通知	新規記録時	新規記録に係る銘柄ごとに (1) 発行総額が1億円以下の部分 1円につき 万分の0.95円
				(2) 発行総額が1億円超の5億円以下の部分 (1)の料率の80%
				(3) 発行総額が5億円超の10億円以下の部分 (1)の料率の60%
				(4) 発行総額が10億円超の50億円以下の部分 (1)の料率の40%
				(5) 発行総額が50億円超の100億円以下の部分 (1)の料率の20%
				(6) 発行総額が100億円超の500億円以下の部分 (1)の料率の10%
				(7) 発行総額が500億円超の1000億円以下の部分 (1)の料率の5%
				(8) 発行総額が1000億円超の部分 (1)の料率の2.5%
振替手数料	振替に係る渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替口座簿の記録内容の異動処理	振替に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	DVP決済の場合 1件につき 100円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき50円とする。
				非DVP決済の場合 1件につき 50円 ただし、同一機構加入者の区分口座間の振替については、1件につき25円とする。
買入消却手数料	買入消却申請機構加入者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時	1件につき 50円
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	(月1回)	(1) 口座残高が5000億円以下の部分 1円につき 万分の0.065円 (年率換算)

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
				(2) 口座残高が 5000 億円超 1 兆円以下の部分 (1)の料率の 60% (3) 口座残高が 1 兆円超 5 兆円以下の部分 (1)の料率の 40% (4) 口座残高が 5 兆円超 10 兆円以下の部分 (1)の料率の 20% (5) 口座残高が 10 兆円超 20 兆円以下の部分 (1)の料率の 10% (6) 口座残高が 20 兆円超 30 兆円以下の部分 (1)の料率の 5% (7) 口座残高が 30 兆円超の部分 (1)の料率の 2.5%
<p>ただし、一の機構加入者に係る口座残高管理手数料が月額 10 万円に満たない場合の当該機構加入者に係る口座残高管理手数料は、月額 10 万円とする。</p>				

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	交付時	1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報提供手数料	振替口座簿記録情報の提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報の作成・提供	提供時	1 通につき 500 円 ただし、1 通の頁数が 10 頁を超える場合の振替口座簿記録情報提供手数料については、500 円に当該 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
社債権者集会用証明書交付手数料	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構加入者	社債権者集会用証明書の作成・交付	交付時	1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超える場合の社債権者集会用証明書交付手数料については、500 円に当該 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	照会時	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	ダウンロード時	1 件につき 100 円

4. エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	徴収料率	
決済未了処理手数料	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該銘柄の発行者の発行代理人	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
				D V P 決済の場合	1 件につき 200 円
	発行口に記録した銘柄の新規記録が未了となった場合における当該決済に係る買方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき 50 円
	振替口に記録した銘柄の振替が未了となった場合における当該決済に係る受方機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時		1 件につき 200 円

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率		
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該銘柄の発行者の支払代理人	決済未了時の処理	決済未了処理時	D V P 決済の場合	1 件につき	200 円
				非 D V P 決済の場合	1 件につき	50 円
	償還口に記録した銘柄の抹消が未了となった場合における当該決済に係る抹消申請機構加入者	決済未了時の処理	決済未了処理時	非 D V P 決済の場合	1 件につき	50 円

- (注) 1. 口座開設金及びシステム接続準備手数料における組とは、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座をいう。また、組数は、一対の源泉徴収不適用分等口座及び課税分口座を同時に開設する場合又はその一方の口座を開設する場合（他方の口座が開設済みの場合を除く。）に組の開設があったものとして計算する。
2. 各社債の金額の通貨が円以外である場合には、新規記録手数料の算出に用いる発行総額は、原則として、払込日の属する月の前月の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
3. 特例一般債については新規記録手数料を納入することを要しない。
4. 新規記録手数料の請求・納入方法については、機構は発行者の発行代理人を通じて請求し、当該発行代理人より納入を受けるものとする。
5. 口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高とは、月中の各営業日終了時の振替口座簿における金額（定時償還銘柄である場合は実質金額）の総額の平均値とする。この場合において、機構非関与銘柄については、振替口座簿における金額（定時償還銘柄である場合は実質金額）に 80% を乗じて得た金額に基づいて計算するものとし、実質記番号管理銘柄については、計算対象に含めないものとする。
6. 各社債の金額の通貨が円以外である場合には、口座残高管理手数料の算出に用いる口座残高は、原則として、各前月末の最終営業日現在における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により円に換算した金額とする。
7. 振替口座簿記録事項証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを 1 通とする。
8. 振替口座簿記録情報提供手数料については、同一日に提供請求を行ったものを 1 通とする。
9. 社債権者集会用証明書交付手数料については、同一日に交付請求を行ったものを 1 通とする。

短期社債等・一般債共通

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収基準時	徴収料率
システム接続準備手数料	資金決済会社としての登録を受けた者（社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う場合に限る。） ただし、既に発行者、発行代理人、支払代理人又は機構加入者として社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っている場合を除く。	システム接続開始に係る処理	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続時	5万円
端末接続料	統合Web端末を利用する資金決済会社	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	業務利用者ユーザID数が5以下の部分 5ユーザIDまで 月額1万円 業務利用者ユーザID数が5超の部分 1ユーザIDにつき 月額1千円
資金決済情報配信手数料	社債等に関する業務規程施行規則第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行う資金決済会社	資金決済情報の配信処理	(月1回)	月額1万円